

## 第2回「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」

2019年7月2日  
午後1時30分～3時  
協会第4会議室

### 次 第

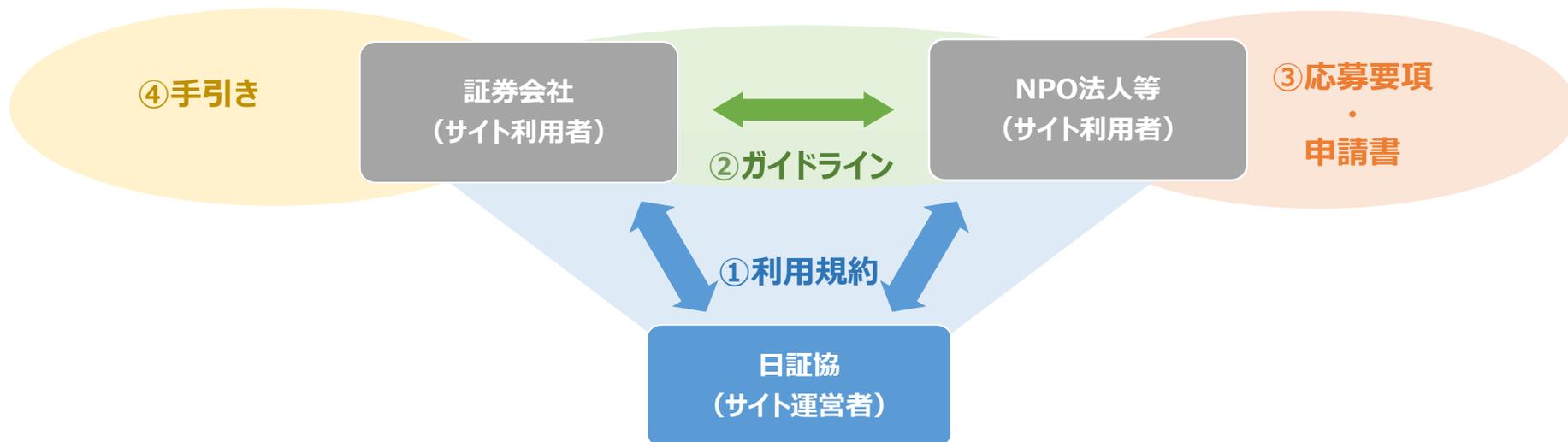
1. 会員とNPO法人等のプラットフォームに関する利用規約案等について
2. 会員とNPO法人等のプラットフォームの名称について

以 上

# 会員とNPO法人等のプラットフォームに関する 利用規約案等について

2019年7月  
日本証券業協会  
SDGs推進室





## ①利用規約

本プラットフォームの利用者である証券会社及びNPO法人等と運営者である日本証券業協会の間、本プラットフォーム利用に関する基本的な事項を規定したもの。

## ②ガイドライン

本プラットフォームの利用者である証券会社とNPO法人等に対し、本プラットフォームを円滑な利用を促すため、本プラットフォームの利用方法（支援情報の登録からマッチングに至るまでの方法）、支援の授受における留意点等を具体的に示したもの。

## ③応募要項・申請書

子供の貧困問題の解決に向けて活動するNPO法人等のうち、一定程度ガバナンス体制が構築された団体に対し、本プラットフォームへの参加を促すため、本プラットフォームの趣旨や登録要件を記載したもの。

## ④手引き

証券会社役職員がNPO法人等を支援するに当たって混乱等が生じないよう、本プラットフォームの趣旨やNPO法人やボランティアの実態やボランティアに関する留意点について解説したもの。

# 利用規約案・ガイドライン案に関するご意見 (第1回会合、第1回会合後意見照会分)

| 委員からのご意見  | 日証協の考え方   |
|---|---|
| <p>プラットフォームの運営については、日証協が主体的に対応できないか。(例：NPO法人等からの使途等の報告先は日証協のみとする、等)</p>   | <p>報告書の送付先については、日証協のみとし、日証協から各社にフィードバックいたします(利用規約第13条、ガイドライン項番7)。</p>   |
| <p>万一、食中毒や事故等で証券会社が賠償義務を負うことを避けるため、プラットフォームとして損害保険へ加入する等の対応が必要か。</p>  | <p>プラットフォームの利用者・利用規模等不透明な点が多いため、現時点においてプラットフォームとして損害保険に加入することは考えておりません。紛争などの発生時の対応については、プラットフォームの利用者でない日証協がその責任の所在について決定する立場にありません(利用規約第12条)が、支援を決定する際に、利用者間において、例えば以下のような契約を締結することでリスクを回避できるのではないかと考えております。</p> <p>① 物品の寄付<br/>NPO法人等が検品した後に発生した不測の事態への対応はNPO法人等が行う。</p> <p>② 場所の提供<br/>使用開始後原状回復完了までの間に発生した不測の事態への対応はNPO法人等が行う。</p> <p>なお、ボランティア保険(ボランティア自身がケガをした場合の「傷害保険」、ボランティア自身が第三者の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の「賠償責任保険」等)については必要に応じて各社でご加入ください。</p> |
| <p>日証協が作成するNPOとの取り決めについてのガイドラインは、証券各社に推奨するガイドラインとして位置づけ、既に既存の契約書や利用規約書などがある証券会社は、各社の判断でガイドラインの内容を既存の契約書や利用規約書に反映するか否か決めることでどうか。</p> | <p>日証協が定める利用規約及びガイドライン(以下、利用規約等という)は最低限の取り決めと考えておりますので、本プラットフォームは原則として利用規約等に則ってご利用いただきたいと思いますと考えております。(利用規約第3条)従いまして、各証券会社が既存の契約書等を用いて支援団体と個別に契約締結いただく場合は、当該契約等がガイドラインの内容を含むことをご確認ください。</p>   |

# 利用規約案・ガイドライン案に関するご意見 (資料送付後意見照会分)

## 委員からのご意見

利用規約全般にわたり日証協を免責する内容となっているが、本プラットフォームの運営者として、最低限の安全性を備えたシステム利用環境を構築すべき義務は日証協にあると考えられる。当然、各証券会社とNPO法人等の利用者間で生じるトラブル等については、利用者間で解決あるいは責任を負担すべきであり、この点に関して日証協が免責されるとの点については当然の規定かと考えるが、一方、本プラットフォームのシステム利用環境の欠陥に起因し利用者に損害が生じた場合であっても、本プラットフォームの運営者である日証協が免責される、との規定は合理性がないものと考えられる。

これを前提に、全面的に日証協が免責される内容となっている現規約については改めるべきである。

## 日証協の考え方

ご指摘を踏まえ、本プラットフォーム運営者である日証協の役割として、善管注意義務の規定（第2条第3項）を、またセキュリティの確保の規定（第17条）を新設いたしました。

また、その他条項についても見直しを行いました。

# ①利用規約案について(抜粋) 1/2

## 第1条 定義

## 第2条 本プラットフォームの目的等及び日本証券業協会の役割

3. 日本証券業協会は、善良な管理者の注意をもって、本プラットフォームを提供するものとします。

## 第3条 本利用規約の適用、構成、変更等

1. 本利用規約は、本プラットフォームに関する全ての行為に適用されるものとします。

2. 日本証券業協会が別途定めるガイドライン等は、本利用規約の一部を構成するものとします。(後略)

## 第4条 禁止行為

## 第5条 本プラットフォームへの加入

## 第6条 加入時の基本情報及び支援情報の登録

## 第7条 登録内容の変更又は削除及び利用停止等

## 第8条 利用料の不発生

## 第9条 登録メールアドレス及びパスワード

## 第10条 閲覧、利用者間の協議及び契約

2. 利用者は、他の利用者との間で支援の授受を希望する場合、(中略) 当該他の利用者に連絡し、支援の実施の可否、内容、条件等について誠実に協議するものとします。

3. 支援の授受は、前項の協議を経て利用者間に契約が成立した場合に、当該契約に基づいて実施するものとします。

## 第11条 支援における利用者の責任

1. 利用者は、(中略) ガイドライン等を最大限に尊重し、人の生命、身体又は財産の保護に細心の注意を払い、事故、健康被害、紛争等の予防に努めるものとします。

2. 利用者は、前条第3項の契約を締結するにあたり、次に掲げる事項について明確に合意するものとします。

(1) 支援の内容(提供する物品・場所・役務の内容、対象者、日時・期間・期限、場所等)

(2) 費用の負担(提供者負担・受領者負担・両者負担の別、両者負担の場合は負担割合又は負担額の決定方法)

(3) 支援において食品、衛生用品等の人の生命、身体に影響を与えうる物品を提供する場合、その品質(賞味期限、使用期限、清潔性、安全性等)の確認及び確保に関する役割分担

(4) 支援のキャンセルの条件、不可抗力その他の事由により支援の授受が不可能若しくは困難になった場合又は遅延した場合の取扱い等(後略)

# ①利用規約案について(抜粋) 2/2

## 第12条 事故、健康被害、紛争等への対応

利用者は、第10条 第2項の協議又は同条第3項の契約の締結及び履行（支援の授受）にあたって事故、健康被害、紛争等が生じた場合、利用者間で誠実に協議し、利用者の責任と費用により解決するものとします。

## 第13条 報告

支援を受領したNPO法人は、原則として当該受領後1ヵ月以内に、日本証券業協会に対し、日本証券業協会が指定する方法により次に掲げる事項を報告するものとします。

## 第14条 利用者との連絡

## 第15条 個人情報の取扱い

## 第16条 知的財産の取扱い等

## 第17条 セキュリティの確保

日本証券業協会は、本プラットフォームの環境の安全を確保するために、本プラットフォームの提供に用いるコンピュータサーバー、通信回線、その他設備に日本証券業協会所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、日本証券業協会は、当該コンピュータ設備等への不正なアクセスを完全に防止することを保証するものではありません。

## 第17条 利用環境の整備

## 第18条 本プラットフォームの変更等

## 第19条 譲渡等の禁止

## 第20条 反社会的勢力の排除

## 第21条 その他免責事項

## 第22条 損害賠償責任

## 第23条 準拠法及び所轄裁判所

## 1. 目的

## 2. 支援情報の登録

- ・支援の種類
- ・支援の内容
- ・対象者
- ・地域
- ・現在のステータス
- ・費用の負担
  - ①証券会社負担（具体的に記入）
  - ②NPO法人等負担（具体的に記入）
  - ③両者負担（負担割合又は負担額の決定方法について記入）
- ・受付の期限（支援情報の有効期限）
- ・イメージ画像等
- ・備考

## 3. 申込みの方法

次の事項について、できる限り、電子データ、書面等の記録に残る形で相互に確認するようにしてください。

(1)支援の内容

(2)費用の負担

(3)支援において食品、衛生用品等の人の生命、身体に影響を与える物品を提供する場合、その品質（賞味期限、使用期限、清潔性、安全性等）の確認及び確保に関する役割分担

(4)支援のキャンセルの条件、不可抗力その他の事由により支援の授受が不可能若しくは困難になった場合又は遅延した場合の取扱い等

(5)その他事故、健康被害、紛争等の予防のために必要と認められる事項

## 4. マッチングの方法（支援の決定の方法）

支援の授受について証券会社及びNPO法人等の間で合意が成立することにより、マッチングの完了（支援の決定）となります。利用者間でどのような内容の契約を締結するかは、各利用者の任意の判断に委ねられますが、複数の申込みの連絡を受けた場合、公平な基準により支援先を決定するようにしてください。

### 5. 支援の授受における留意点

支援にあたっては、人の生命、身体又は財産の保護に細心の注意を払い、事故、健康被害、紛争等の予防に努めてください。

利用者は、支援の授受にあたって、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう留意してください。

例えば、支援の授受に関与した第三者のロゴマークを、自身のホームページ、チラシ、事業報告書等に掲載する場合、予め当該第三者の許可を得る必要があると考えられます。

### 6. 紛争等の発生時の対応

万が一、支援の授受にあたって事故、健康被害、紛争等が生じた場合は、利用者間で誠実に協議し、利用者の責任と費用により解決してください。

### 7. 事後報告

NPO法人等は、支援の受領後1カ月以内に、次に掲げる事項を日本証券業協会に報告してください。なお、天災、戦争、暴動等のやむを得ない事由がある場合は、当該事由が解消した後相当な期間内に報告してください。

#### <報告項目>

##### ○物品の寄付の場合

- ・物品の提供者の名称
- ・提供された物品の内容(品名・数量)
- ・提供された物品の利用日又は利用期間
- ・物品の利用方法(配布対象、人数等)
- ・備考(意見、課題等)

##### ○場所の提供の場合

- ・場所の提供者の名称
- ・提供された場所(施設、会場等)の名称
- ・提供日又は提供期間
- ・場所の利用方法  
(イベント等を実施した場合は参加者数等)
- ・備考(意見、課題等)

##### ○役務の提供の場合

- ・役務の提供者の名称
- ・提供日又は提供期間
- ・役務が提供された場所
- ・ボランティア、プロボノ等の人数
- ・ボランティア、プロボノ等の活動内容  
(イベント等を実施した場合は参加者数等)
- ・備考(意見、課題等)

### 8. 個人情報の取り扱い

### 9. その他

利用規約及び本ガイドラインに記載のない事項については、証券会社とNPO法人等の間で誠実に協議し、決定してください。

### ③募集要項案について(これまでのご意見)

| 委員からのご意見  | 日証協の考え方   |
|---|---|
| 登録要件に「中央省庁、地方公共団体から紹介された団体等」を追加してはどうか。  | 中央省庁、地方公共団体から紹介された団体等については、登録要件の但し書きとして、記載しました（次頁①）。  |
| 活動実績3年以上を要件としていますが、期間についてはもう少し柔軟に対応してもよいのではないかと。  | ご意見を踏まえ、株主優待品を活用した支援については要件を緩和し（次頁②）、その他の支援（場所の提供、ボランティア等の派遣）については要件を追加しました（次頁③）。   |
| 活動実績3年以上にすると、本来支援を必要としているNPOを支援できなくなるかもしれないので、事業計画と組織がしっかりしていれば、例外的に2年以上に緩めることも検討してはどうか。    |   |
| 株主優待品を活用した支援とボランティア等の派遣で選定基準を変えてはどうか。   |   |
| 制定するガイドラインを遵守することも条件に入れてはどうか。   | ガイドラインや利用規約等の遵守については、募集要項に記載しました（次頁④）。  |
| 例えば、登録後に不祥事等により所轄省庁の認証取り消しとなった場合等についても会員の責任で対応して欲しいということなのか、登録情報のメンテナンスについての考え方を示すべきではないかと。 | 登録の有効期限を設けて、継続する場合は更新手続きを必須とすることや、日証協が1年ごとに認証取り消し処分を受けていないかを所轄庁のHP等で確認する等の策を検討しております。また、会員証券会社からのアンケート等を踏まえて、場合によっては登録取消も検討する予定です（次頁⑤）。 |

# ③募集要項案について(抜粋)

## 1. 趣旨 2. 加入要件

以下の要件のいずれかを満たさない場合においても、豊富な活動実績を有する全国的な組織、行政機関から推薦を受けた団体等、日本証券業協会が子供の貧困問題の解決のために適切な法人又は団体であると判断した場合は、加入を認める場合がございます。(①)

- (1) 国内に主たる事務所を有する非営利法人の法人格を有する団体であること
- (2) 国内の子供の貧困問題の解決を目的とする活動を行っていること
- (3) 上記(2)の活動について法人格の取得後に1年以上の活動実績があること(②)
- (4) 子供を対象とする対外的な活動を定期的(月1回程度)に実施していること
- (5) 上記(2)の活動に関する情報発信を定期的(月1回程度)に実施していること
- (6) 法令(法人の設立の根拠となる法律を含むがこれに限られません。)を遵守し、所轄官庁の指導に従っていること
- (7) 政治・宗教活動を目的とする活動を行っていないこと
- (8) 反社会勢力(「定款の施行に関する規則」(昭和48年7月2日、日本証券業協会)第15条に規定する反社会的勢力をいいます。)でなく、かつ、反社会的勢力と一切関わりがないこと
- (9) その他日本証券業協会がこどもサポート証券ネットの利用者として不適切と判断する事実が存在しないこと

また、場所の提供及び役務の提供(ボランティア、プロボノ等の人材の受入れ)による支援の受領を希望する場合は、上記の加入要件に加えて、次の要件を満たしている必要があります。(③)

- ①ボランティア、プロボノ等の人材の受入れについて組織的な規程、制度等が十分に整っている
- ②過去にボランティア、プロボノ等の人材の受入れの実績がある
- ③受入れを担当する常勤職員(有給・無給は問わない)がいる

## 3. 加入後に利用者ができること 4. 支援の内容について

- 物品：米、乾麺、乾物、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、調味料、飲料、菓子、筆記具、タオル、招待券、乗車券など
- 場所：企業所有の会議室、研修室など
- 人材：学習支援、キャリア相談などのボランティア、プロボノ活動など

## 5. 加入申請の手続き

[申請期間] 2019年7月22日(月)～8月21日(水)【必着】(予定)

[申請方法] 専用フォームより加入申請書・確認書をダウンロードいただき、専用フォームより提出してください

なお、こども証券サポートネットをご利用いただく際には、利用規約及びガイドラインにご同意いただく必要があります。(④)

[確認方法] 申請書等を基に「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」が団体要件等を確認し、加入を決定します。

[結果通知] 9月末日までに申請団体にはメールにて結果をお知らせいたします。

## 6. その他注意事項

加入後の有効期間は決定通知から1年間です。継続の場合は、更新手続きが必要になります。(⑤)

# ③申請書案について

## ●基本情報

法人の種類、法人名  
法人の事業概要  
代表者役職、氏名  
代表者生年月日  
主たる事務所の所在地  
担当者役職、氏名、メールアドレス、電話番号  
連絡可能曜日、時間帯  
団体HP、Facebook、Twitter  
更新頻度  
その他URL

## ●団体・事業について

法人番号  
設立年月日  
法人格取得年月日  
所轄庁  
設立目的(定款に記載された目的)  
設立以来の主な活動実績  
子どもの貧困に関する事業の概要  
子どもの貧困に関する事業の対象者となる子供の範囲  
子どもの貧困に関する事業の活動実績  
子どもの貧困に関する事業の年間の活動計画  
主な活動地域  
本制度を利用する動機、必要性等  
ボランティア・プロボノ等の人材のボランティア受け入れ人数

## ●スタッフ数・財政規模について

職員数（全体）  
うち常勤職員  
うち非常勤職員  
前年度決算  
今年度予算

## ●確認書

こどもサポート証券ネットを利用するためには以下の要件をすべて満たしている必要があります。  
内容を確認のうえ、該当している場合はチェック欄にチェックして下さい。

## ●添付資料

事業報告書（1年分）  
財務諸表（1年分）  
定款・規約  
役員名簿  
ボランティア受け入れ体制に関する資料  
（ボランティア受け入れを希望する場合のみ）

## ④本プラットフォームを通じた支援の手引き(仮) について

|       |  |
|-------|--|
| 1) 目的 | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 本プラットフォームの目的や活用方法を理解する</li><li>◆ 日本の子どもの貧困、NPOやボランティアの現状について理解する</li><li>◆ ボランティアや支援に関する留意点について理解する</li></ul>  |
| 2) 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 本プラットフォームの目的と活用方法</li><li>➤ 支援メニュー例</li><li>➤ 日本における子どもの貧困の現状</li><li>➤ 子どもの貧困に関するNPOの取組みの概要<br/>(居場所支援、食事提供、学習支援等)</li><li>➤ NPOの取組み事例 (3~4事例)</li><li>➤ 企業の取組み事例 (3~4事例)</li><li>➤ ボランティア参加におけるポイント</li><li>➤ NPO支援に関するQ&amp;A</li></ul> |
| 3) 仕様 | A5、16P、フルカラー<br>※協会WAN等を通じてデータにて提供予定   |

|         |  |
|---------|--|
| 1) 開催目的 | 会員とNPO法人等とのプラットフォームの運営開始に先立ち、証券会社とNPO法人等とのネットワークを構築し、相互理解を深める。   |
| 2) 開催日時 | 2019年10月4日（金） 13:00～16:00（仮）   |
| 3) 開催場所 | 東京証券会館9階会議室 または 日本証券業協会会議室   |
| 4) 主催   | 日本証券業協会  |
| 5) 対象   | 1部：プラットフォーム参加を検討している証券会社職員<br>2部：プラットフォーム参加を検討している証券会社職員<br>プラットフォーム登録NPO法人等のスタッフ  |
| 6) 内容   | ○構成案（例）<br>1部：証券会社向けプラットフォーム活用講座<br>・本プラットフォームの目的・活用方法<br>・株主優待品の寄付受け入れ団体による事例紹介<br>・ボランティア受け入れ団体による事例紹介<br>（外部講師によるボランティア等参加におけるポイントの解説） 等<br><休憩 15分><br>2部：証券会社とNPO法人等のマッチングフォーラム<br>・有識者等による基調講演<br>・証券会社とNPO法人等の交流会 等 |

## <名称案のポイント>

資料2

- 証券業界の取組みであることをアピールするため、「証券」を用いる。
- 子どもの貧困問題を契機とした取組みであるものの、最終的な目標は次代を担う全ての子供達が希望を持って成長できる社会を目指すことであるので、貧困や社会的養護に限定するような名称とはしない。
- 呼びやすいよう、なるべく短い名称にする。



上記を踏まえ、本プラットフォームの名称については、「**こどもサポート証券ネット**」としてはどうか